

福岡県後期高齢者医療広域連合議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 4 月 24 日

福岡県後期高齢者医療広域連合

広域連合長 月形祐二

福岡県後期高齢者医療広域連合規則第 5 号

福岡県後期高齢者医療広域連合議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

福岡県後期高齢者医療広域連合議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（平成 19 年規則第 16 号）の一部を次のように改正する。

第 12 条第 1 号中「懲戒、禁錮」を「拘禁刑」に改める。

附 則

この規則は、令和 7 年 6 月 1 日から施行する。